

行政刷新会議 (独立行政法人改革に関する分科会) 関係資料

- ① 独立行政法人改革に関する分科会の設置について…… 1
- ② 独立行政法人改革に関する分科会 構成員…………… 2
- ③ ワーキンググループの設置について…………… 3
- ④ ワーキンググループ 構成員…………… 4
- ⑤ 制度・組織の見直しを進めていくうえでの基本的考え方
…………… 5
- ⑥ 制度・組織の見直しを進めていく上での論点…………… 6

独立行政法人改革に関する分科会の設置について

平成 23 年 9 月 15 日
行政刷新会議

1. 「行政刷新会議の設置について」（平成 21 年 9 月 18 日閣議決定）5 に基づき、独立行政法人の制度・組織の見直しに係る検討を行うため、独立行政法人改革に関する分科会（以下、「分科会」という。）を設置する。
2. 分科会の構成員は、議長が指名する。
3. 分科会長は、構成員の中から、議長が指名する。
4. 分科会長代理は、構成員の中から、分科会長が指名する。
5. 分科会において配布された資料は、原則として、公表する。
6. 分科会の議事概要を公表する。
7. 必要に応じ、特定の分野に関する調査・検討を行うため、分科会にワーキンググループを設置する。各ワーキンググループの構成員は、分科会長が指名する。
8. 前各項に定めるもののほか、分科会及びワーキンググループの運営に関する事項その他必要なことは、分科会長が定める。

独立行政法人改革に関する分科会 構成員

分科会長	原 良也	株式会社大和証券グループ本社最高顧問
	秋池 玲子	株式会社ポストンコンサルティンググループ パートナー
	逢見 直人	日本労働組合総連合会副事務局長
	岡本 義朗	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 主席研究員
	梶川 融	太陽 A S G 有限責任監査法人総括代表社員
	菊池 哲郎	株式会社毎日新聞社顧問
	高橋 進	株式会社日本総合研究所理事長
	土居 丈朗	慶応義塾大学経済学部教授
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	山本 隆司	東京大学法学部教授

ワーキンググループの設置について

平成 23 年 9 月 28 日
行政刷新会議
独立行政法人改革に関する分科会

1. 独立行政法人改革に関する分科会に、次のとおりワーキンググループ（WG）を設置する。

（第 1 WG）

担当：内閣府、消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、環境省、防衛省

（第 2 WG）

担当：総務省、厚生労働省、経済産業省

（第 3 WG）

担当：農林水産省、国土交通省

2. WGにおいて配布された資料は、原則として、公表する。
3. WGの議事概要を公表する。

行政刷新会議 独立行政法人改革に関する分科会
ワーキンググループ 構成員

○第1ワーキンググループ

(分科会委員)	富田 俊基	中央大学法学部教授
(分科会委員)	山本 隆司	東京大学法学部教授
	稲継 裕昭	早稲田大学政治経済学術院大学院公共経営研究科教授
	太田 康広	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	川崎 清隆	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所）
	城山 英明	東京大学公共政策大学院教授

○第2ワーキンググループ

(分科会委員)	梶川 融	太陽A S G有限責任監査法人総括代表社員
(分科会委員)	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	永久 寿夫	株式会社P H P総合研究所代表取締役常務
	野村 修也	中央大学法科大学院教授
	原田 泰	株式会社大和総研顧問

○第3ワーキンググループ

(分科会委員)	秋池 玲子	株式会社ボストンコンサルティンググループパートナー
(分科会委員)	岡本 義朗	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主席研究員
	岩瀬 大輔	ライフネット生命保険株式会社代表取締役副社長
	上山 直樹	弁護士（ポールヘイスティングス法律事務所）
	園田 智昭	慶應義塾大学商学部教授
	玉井 克哉	東京大学先端科学技術研究センター教授

※構成員の追加があり得る。

制度・組織の見直しを進めていく上での基本的考え方

独立行政法人に係る事業仕分け等の議論及び第1回の当分科会における議論を踏まえ、今後議論を進めていく上での基本的考え方を以下のとおり整理。

独立行政法人改革は、行政と独立行政法人との関係の再整理を含め、新たな「公」の新しい姿の構築の一環として実施。

1. 全法人のゼロベースでの見直し

- ① 全ての法人・組織をゼロベースで見直し、その必要性を徹底的に検証する。法人の必要性について十分納得がいく説明ができなければ、廃止する。検証に当たっては、事務・事業の代替可能性にも着目し、精査する。
法人の必要性が認められる場合でも、民営化できないかについて、同様に徹底的に検証を行う。その具体化については、法人の事務・事業の特性等を踏まえたものとする。
- ② 行政が関与して公的なサービスを提供する場合でも、徹底した事務・事業の効率化を図りつつ、事務・事業の特性に合わせた最適なガバナンスを構築するとともに、既存の枠にとらわれない統廃合を行うなど、制度・組織を抜本的に見直す。例えば、各種研究所などで実施している類似性の高い業務については、同一の法人で実施することにより、効率的かつ成果を発揮しやすい仕組みとするなど、徹底した経営の合理化を図る。

2. 国民から信頼される制度の構築

- ① 法人の説明責任の向上、透明性の確保、財政規律を始めとする各種規律の徹底等、法人が自律的に無駄を排除し、合理化を徹底する仕組みを構築する。
- ② 事務・事業の特性に応じ、事前・事後のチェック等の国の関与の在り方を見直し、簡素で実効性ある仕組みを構築する。
- ③ 改革の成果が、国民の目に分かりやすく、法人で働く職員の士気の向上にも結び付く制度設計とする。

3. 大胆な改革の断行

- ① 現行の仕組みを根本から刷新し、新たな制度・組織を構築する。
- ② 国民の目線に立ち、議論の過程を明らかにしながら、我が国の成長に結び付くより良い制度を目指し改革を断行する。

制度・組織の見直しを進めていく上での論点

平成23年9月

組織見直しに当たり検討すべき基本的な論点

○ 以下の考え方により、各法人の組織の在り方をゼロベースで見直す。

論点 1

〔法人の廃止・民営化〕

当該法人を廃止することの可否及びその理由についてどのように考えるか。

当該法人でその事務・事業を行う場合、民営化の可否、及び、その理由についてどのように考えるか。

論点 2

〔法人の統廃合〕

現在、他の独立行政法人で類似の事務・事業が行われている場合、政策の総合的な推進や、より一層の効率化を図るため、既存の枠にとられない統廃合を行うことの可否、及び、その理由についてどのように考えるか。

論点 3

〔法人の経営の合理化〕

国の財政事情が厳しい中、当該法人において、その経営を合理化・効率化し、国の財政への依存度を相当程度低減させていく具体的な取組・計画が必要ではないか。

制度見直しに当たり検討すべき基本的な論点

- 法人の事務・事業の中には、目的や特性等が大きく異なるものが混在していることから、すべての法人に一律の制度を適用するという現行の枠組みを見直し、事務・事業の目的・特性・財源等を踏まえた新たな制度・仕組みを構築することを検討する。
- その際、一層効果的・効率的で質の高い行政サービスを提供することができるよう、①組織の在り方、②財政の在り方、③目標・評価制度の在り方、④透明性の確保、の4つの観点から、いかなる規律がふさわしいのか検討する。

論点1

〔事務・事業の特性等に応じたガバナンス〕

類似の事務・事業に共通する特性や、国の関与の度合い、また財源の性格等を踏まえて、より効果的・効率的に実施する観点から、特性等に応じた最適なガバナンスの在り方を検討することが必要ではないか。

〔検討の視点例〕

- 研究開発、文化振興、大学支援、医療、人材育成、資産管理、施設管理、金融、国際関係などの事務・事業の特性を踏まえた最適な仕組みについてどのように考えるか。
- 法人の判断と裁量において行うというよりも、国の判断と責任の下で、その政策の着実な実施を確保するため、国と一体的に行われている事務・事業にふさわしい仕組みについて、どのように考えるか。
- 相当程度の補助金の交付を受けて行う事務・事業について、どのように考えるか。
また、税財源ではないものの、国民の資産や負債を管理する事務・事業について、どのように考えるか。

論点 2

〔組織規律の観点〕

法人の組織規律の在り方について、より効率的・効果的なものとするためには、いかなる方策が必要か。

〔検討の視点例〕

- 個別の事務・事業に対する主務大臣の権限の在り方や、事務・事業の特性に応じた事前・事後のチェックの在り方等、法人への国の関与の在り方をどのように見直すか。
- 現行制度は、法人の長に権限・責任を集中させる仕組みであるが、事務・事業の執行の適正性を確保する観点から、監事の権限強化や、事務・事業の特性等に応じて合議制を可能とすることなどが必要か。

論点 3

〔財政規律の観点〕

財政資金の効率的かつ効果的な活用を確保するため、資金の流れの透明化や説明責任の強化等を図る上でいかなる方策が必要か。

〔検討の視点例〕

- 使途の内訳を特定せず、翌年度へ繰り越しができるなど自由度の高い運営費交付金について、説明責任と透明性を強化するためには、いかなる方策が必要か。
- 予算のより効率的な執行を図るため、インセンティブの付与の仕方、執行管理の仕組みなどについて検討が必要ではないか。

論点 4

〔目標・評価の改善の観点〕

より適切な目標を設定し、それに基づく効果的な評価と、評価結果の効果的な活用を可能とするためには、いかなる方策が必要か。

〔検討の視点例〕

- 明確な中期目標等の設定や、評価結果の活用を促す上で、主務大臣の果たすべき役割はどのようなものか。

その際、いわゆる「お手盛り」を防止しつつ、評価の客観性を確保するため、いかなる方策が必要か。特に専門性の高い事項については、どのように評価の実効性を高めるか。

- 評価結果について、どのように効果的な活用を図るか。例えば、中期目標期間終了時の事業の存廃を含めた見直しがより有効に機能できるようにするには、いかなる方策が必要か。

論点 5

〔透明性、説明責任向上の観点〕

法人の公開情報が、事務・事業の実態や必要性について国民一般にわかりやすいものとなっていないことを改め、透明性、説明責任を高めるためには、いかなる方策が必要か。

〔検討の視点例〕

- 事務・事業の具体的な内容や費用の状況が、国民一般にわかりやすく示されることが重要であり、そのためどのような取組が必要か。
- 会計基準について、より経営実態がわかりやすいものとなるよう、見直す点はないか。
- 人件費・給与水準の在り方について、国民の理解と納得を得るためには、いかなる方策が必要か。